

仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、「令和3年度自然環境調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

札幌市では、市内の生物多様性の現況や変化の傾向を把握するために、「生物多様性さっぽろビジョン」で定める5つのゾーンについて、それぞれ代表するモデル地区の選定を行った。

本業務では、各モデル地区の自然環境の詳細な把握を目的とし、動物調査（魚類・底生生物）を実施するものである。

3 業務の履行期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月18日（金）まで

4 業務項目一覧

本業務の項目一覧を以下に示す。

項目	単位	数量	調査時期	摘要
計画準備	式	1		
現地調査				
魚類調査	回	3	春季・夏季・秋季	5地区
底生生物	回	3	初夏・秋季・冬季	
有識者ヒアリング	回	2	計画準備、報告書作成	2名×2回
聞きとり調査	式	1		
報告書作成	式	1		
打合せ	式	1		

5 業務内容

(1) 計画準備

本業務が安全かつ円滑に遂行するよう、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、調査の要点を確認した上で実施方針や作業工程等を検討する。なお、計画を策定するにあたり、令和2年度に実施した自然環境調査結果（ほ乳類、鳥類、爬虫類、両生類）を参考にすること。

(2) 現地調査

各項目について以下の調査方法で実施する。

調査にあたっては、調査範囲および調査位置等をハンディ GPS 等で記録すること。また、札幌市の指標種や希少種、特定外来生物等の特筆すべき種が確認された際には、位置情報や個体数、分布状況等について詳細に記録すること。

記録様式については、別途協議の上決定する。調査実施時には、調査環境や代表的な動植物の写真を撮影し、デジタルデータで納品すること。各調査地区の範囲等につ

いては、別紙に示す。

なお、底生生物については、現地での同定が困難な場合は室内分析による同定結果に基づき、特筆すべき種や代表種の個体写真を撮影すること。

各調査の内容

項目	調査方法	調査内容、留意点	調査時期	特徴的な種の例
魚類	捕獲調査	別紙調査範囲において、投網、タモ網、定置網（1昼夜）、かご網（1昼夜）、必要に応じて電撃捕漁器等を使用した捕獲により出現種を記録するとともに、種別の個体写真を撮影する。なお、捕獲した魚類は再放流を原則とし、標本作成は同定根拠の確保等に必要な最小限の数とする。	春季・夏季・秋季	シロザケ、サクラマス、エゾホトケドジョウ、ハナカジカ等
底生生物	捕獲調査	別紙調査範囲において、Dフレームネット、さで網等を使用した定性採集を行うとともに、現地での同定が可能な代表種等については可能な限り種別の個体写真を撮影する。得られた試料は全て持ち帰り、室内分析により出現種を記録する。	初夏・秋季・冬季	小型貝類、水生昆虫、モクズガニ、ニホンザリガニ等

(3) 有識者ヒアリング

調査の計画準備及び報告書作成にあたっては、有識者のヒアリングを実施し、調査手法、データ整理及び報告書の取りまとめ方針等についての助言を得ること。なお、有識者への謝金については、受託者が支払うこと。有識者の選定については、受託者が提案し、委託者の同意を得ること。

ヒアリングは2名、各2回とする。

(4) 聞きとり調査

各調査地区における調査履歴や動植物の生息・生育情報収集のため、環境保全活動等を実施している活動団体や土地の管理者に聞きとり調査を実施し、取りまとめを行う。

聞き取り調査は各調査地区について最低1回とする。

(5) 報告書作成

調査の結果について図表を用いて取りまとめ、報告書を作成する。取りまとめにあたっては、調査地区の特徴、特筆すべき種の確認状況等についても整理すること。

特筆すべき種の確認状況については、GIS データ（shp ファイル等）もあわせて納品すること。

また、同定した対象生物の生息状況に関するデータは次の事項に留意し、別に定める報告様式（Excel ファイル）に整理すること。

ア データを入力する際の必須項目は、「文献名」、「調査年月日自」、「調査年月日至」、「種名」、「メッシュコード」とするが、それ以外の項目についても可能な限りわかる情報を入力すること。

イ 整理にあたっては、可能な限り GIS で利用可能な位置情報を 3 次メッシュで入力することとする。

6 成果品

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 本業務に係る報告書 | 2 部 |
| (2) (1)の電子データ（CD-R 等） | 1 式 |
| (3) その他の電子データ（CD-R 等） | 1 式 |

GIS データについては、shp ファイル等で納品すること。

7 着手届及び業務日程表

契約締結後、速やかに着手届及び業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

8 従事者

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

9 打ち合わせ

- (1) 打ち合わせは原則として本業務の着手時、夏季調査終了時及び完了時の 3 回行うものとし、それ以外にも必要に応じて実施するものとする。受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。
- (2) 業務処理責任者は、本業務の着手時、完了時及び委託者が、別途出席が必要と認める打ち合わせには必ず出席しなければならない。

10 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

11 個人情報取扱及び秘密の保持

- (1) 受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (2) 本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。
- (3) 受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。
- (4) 本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。
- (5) 上記(1)から(4)までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

12 その他

- (1) この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。
- (3) 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請等、必要な手続きについては受託者が実施すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることはできない。

13 業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課 市川・寺島

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎 12階

TEL : 011-211-2879 FAX : 011-218-5108

E-mail : biodiversity@city.sapporo.jp

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

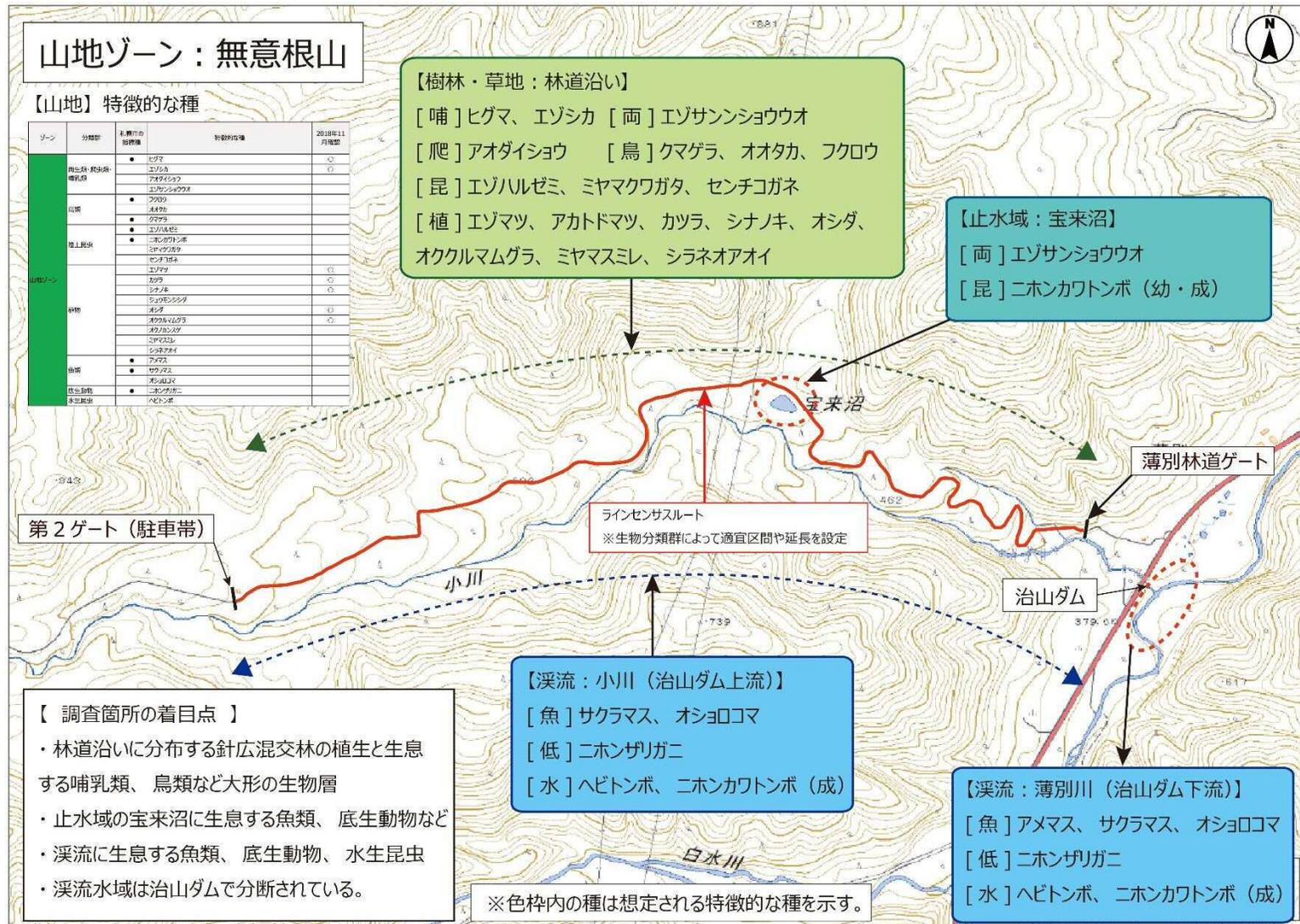
第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



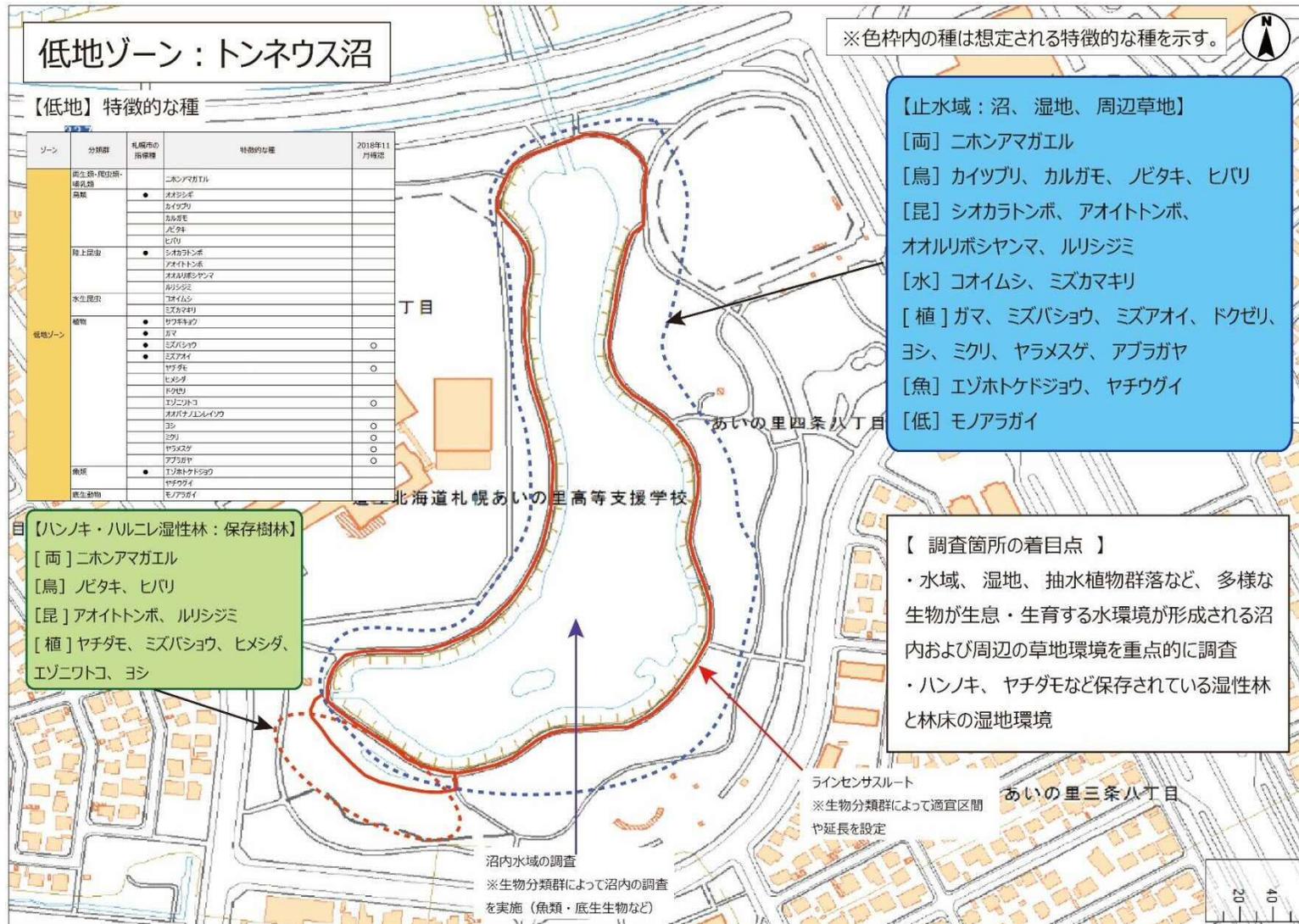
調査地区図1 無意根山



調査地区図2 白旗山周辺



調査地区図 3 平岡公園



調査地区図4 トンネウス沼



調査地区図5 豊平川